

# 介護予防サービス

## I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

## II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注	注
		3級訪問介護員により行われる場合	特別地域訪問介護加算
イ 要支援1	(1) 介護予防訪問介護費(Ⅰ) (1月につき ○○単位)	×○○/100	+○○/100
	(2) 介護予防訪問介護費(Ⅱ) (1月につき ○○単位)		
ロ 要支援2	(1) 介護予防訪問介護費(Ⅰ) (1月につき ○○単位)		
	(2) 介護予防訪問介護費(Ⅱ) (1月につき ○○単位)		
	(3) 介護予防訪問介護費(Ⅲ) (1月につき ○○単位)		

： 特別地域訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注	注	注
	介護職員2人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	特別地域訪問入浴介護加算
介護予防訪問入浴介護費 (1回につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100	+○○/100

： 特別地域訪問入浴介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】  
 1. 単位数算定記号の説明  
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位  
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位  
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100  
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × ○○/100

### 3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注
		准看護師の場合	指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特別地域訪問看護加算	緊急時訪問看護加算
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (〇〇単位)	×〇〇/100	〇〇単位を算定 〇〇単位を算定	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +〇〇単位
	(2) 30分未満 (〇〇単位)					
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)					
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (〇〇単位)	×〇〇/100	〇〇単位を算定 〇〇単位を算定	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +〇〇単位
	(2) 30分未満 (〇〇単位)					
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)					

----- : 特別地域訪問看護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

### 4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
		リハビリテーション・マネジメント加算	短期集中リハビリテーション加算
介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 (1日につき 〇〇単位) 介護老人保健施設の場合	+〇〇単位	退所・退院又は要介護度が上がった時から3月以内 +〇〇単位

### 5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ)((2)以外) (〇〇単位)	注 情報提供が行われない場合 -〇〇単位 指導・助言が行われない場合 -〇〇単位
	(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在総診を算定する場合) (月2回を限度) (〇〇単位)	
ロ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合 (月2回を限度) (〇〇単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +〇〇単位
	(2)薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	
ハ	管理栄養士が行う場合(月2回を限度) (〇〇単位)	
ニ	歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度) (〇〇単位)	

6 介護予防通所介護費

基本部分		注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100
	要支援2 (1月につき ○○単位)		
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ハ 栄養マネジメント加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ホ 事業所評価加算 (1月につき ○○単位を加算)			

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は
イ 介護予防通所リハビリテーション費	要支援1 (1月につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100
	要支援2 (1月につき ○○単位)		
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ハ 栄養マネジメント加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)			
ホ 事業所評価加算 (1月につき ○○単位を加算)			

8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注			注	注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1)単独型介護予防短期入所生活介護費	(一)単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位
			要支援2 ( 〇〇 単位)				
		(二)単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)<多床室>	要支援1 ( 〇〇 単位)				
			要支援2 ( 〇〇 単位)				
	(2)併設型介護予防短期入所生活介護費	(一)併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)				
			要支援2 ( 〇〇 単位)				
		(二)併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)<多床室>	要支援1 ( 〇〇 単位)				
			要支援2 ( 〇〇 単位)				
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1)単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一)単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位
			要支援2 ( 〇〇 単位)				
		(二)単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)				
			要支援2 ( 〇〇 単位)				
	(2)併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一)併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)				
			要支援2 ( 〇〇 単位)				
		(二)併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)				
			要支援2 ( 〇〇 単位)				
ハ 栄養管理体制加算	(1)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)						
	(2)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)						
ニ 療養食加算		(1日につき 〇〇単位を加算)					

9 介護予防短期入所療養介護費  
イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注			注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が基準を満たさない場合	リハビリ体制(理学療法士等の配置)が強化され、個別リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションを行う体制にある場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1)介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要支援1(〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位
		要支援2(〇〇単位)				
	(二)介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)<多床室>	要支援1(〇〇単位)				
		要支援2(〇〇単位)				
(2)ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)<ユニット型個室>	要支援1(〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位
		要支援2(〇〇単位)				
	(二)ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)<ユニット型準個室>	要支援1(〇〇単位)				
		要支援2(〇〇単位)				
(3)緊急時施設療養費		(一)緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき〇〇単位を算定)				
		(二)特定治療				
(4)栄養管理体制加算		(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				
		(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)				
(5)療養食加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				

----- : 緊急時治療管理と特定治療は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、個別リハビリテーション加算は算定しない。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注	注									
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合								
(1)病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1(〇〇単位)	-〇〇単位	×〇〇/100		-〇〇単位		-〇〇単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +〇〇単位	片運につき +〇〇単位									
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要支援2(〇〇単位)																	
	(二)病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1(〇〇単位)																	
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要支援2(〇〇単位)																	
	(三)病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1(〇〇単位)																	
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要支援2(〇〇単位)																	
	(2)ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1(〇〇単位)																	
		(二)ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型個室>	要支援2(〇〇単位)																	
	(3)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算(1日につき 〇〇単位を加算)																		
		(二)栄養士配置加算(1日につき 〇〇単位を加算)																		
	(4)療養費加算	(1日につき 〇〇単位を加算)																		
	(5)特定診療費																			

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注				
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	施設基準の区分による療養環境減算	利用者に対して送迎を行う場合				
(1)診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)		×〇〇/100	診療所療養病床療養環境減算(I) -〇〇単位	片道につき +〇〇単位				
		要支援2 ( 〇〇 単位)								
		b.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>					要支援1 ( 〇〇 単位)			
							要支援2 ( 〇〇 単位)			
	(二)診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(II) <看護・介護<3:1>	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)							
			要支援2 ( 〇〇 単位)							
		b.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要支援1 ( 〇〇 単位)							
			要支援2 ( 〇〇 単位)							
(2)ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)								
		要支援2 ( 〇〇 単位)								
	(二)ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)								
		要支援2 ( 〇〇 単位)								
(3)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)									
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)									
(4)療養食加算		(1日につき 〇〇単位を加算)								
(5)特定診療費										

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1)認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1>介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位	×〇〇/100	片道につき +〇〇単位
			要支援2 (〇〇単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
	(二)認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1>介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
(2)ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1>介護<6:1>	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
	(二)ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1>介護<6:1>	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)						
(3)栄養管理体制加算	(一)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)								
	(二)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)								
(4)療養食加算									
(5)特定診療費									

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注
(1) 基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	利用者に対して送迎を行う場合
	要支援2 ( 〇〇 単位)		
(2) 基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>	要支援1 ( 〇〇 単位)		
	要支援2 ( 〇〇 単位)		
		× 〇〇 / 100	片道につき + 〇〇 単位
(3) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
(4) 療養食加算	(1日につき 〇〇単位を加算)		

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に高くない場合	注 専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費	要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	+〇〇単位	
	要支援2 (〇〇単位)			
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (〇〇単位)				訪問介護 〇〇単位 訪問入浴介護 〇〇単位 訪問看護 〇〇単位 訪問リハビリテーション 〇〇単位 通所介護 〇〇単位 通所リハビリテーション 〇〇単位 福祉用具貸与 〇〇単位 ※ ただし、〇〇単位を上限とする。

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)
	車いす付属品	
	特殊寝台	
	特殊寝台付属品	
	床ずれ防止用具	
	体位変換器	
	手すり	
	スロープ	
	歩行器	
	歩行補助つえ	
認知症老人徘徊感知機器		
移動用リフト		

： 特別地域福祉用具貸与加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
介護予防支援費	(〇〇単位)
初回加算	(〇〇単位)